

東法連ニュース

2025年
(令和7年)
2月号
第450号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <https://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp

新年賀詞交歓会

全国から約500名が参会して開催

新春記念講演は

「2024年の振り返りと 2025年の金融・経済市場」

令和7年新年賀詞交歓会が、全法連との共催により、1月22日、帝国ホテルで、来賓、会員あわせて約500名（うち東法連関係は約200名）が参加して盛大に開催された。

当日は、小林栄三全法連・東法連会長による新年のあいさつで開会。続いて来賓を代表して、横山信一財務副大臣及び奥達雄国税庁長官があいさつ、乾杯は、藤波一博全国納税貯蓄組合連合会会長が行った。交歓

会には、小池百合子東京都知事をはじめ、星屋和彦東京国税局長、武田康弘東京都主税局長、福利厚生制度協力会社の3社長らの来賓が列席した。

また、新年賀詞交歓会に先立ち、BNPパリバ証券株式会社グローバルマーケット統括本部副会長の中空麻奈氏を講師に迎え、「2024年の振

り返りと2025年の金融・経済市場」の演題で新春記念講演が行われた。

続いて、叙勲・納税表彰受章祝典（主催・全法連）が開催され、受章者59名のうち列席された38名に小林会長から記念品が贈呈された。

東法連関係では、令和6年春の叙勲で旭日双光章（納税功労）を受章した松崎宗仁理事（京橋法人会会長）、国税庁長官納税表彰を受章した竹ノ上藏造副会長（芝法人会会長）、稲葉秀一理事（麻布法人会会長）、柴田豊幸理事（荻窪法人会会長）の4氏に贈呈された。



あいさつする横山信一
財務副大臣



あいさつする小林栄三
全法連・東法連会長



乾杯をする藤波一博
全国納税貯蓄組合連合会会長



あいさつする奥達雄
国税庁長官



講演する中空麻奈氏



あいさつする小池百合子
東京都知事



国税庁長官納税表彰受章者の左から
竹ノ上藏造副会長、稲葉秀一理事、柴田豊幸理事



受章者の
松崎宗仁理事



叙勲・納税表彰受章祝典

法人会は東京都の「地球温暖化対策報告書制度」を推進しています

令和7年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業に対する軽減税率は維持!

税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。
 法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、
 税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が
 引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となりま
 ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
 ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期

リース取引についての取扱い

①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
 ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると思われます。)
 ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

防衛特別法人税の創設

基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年の分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

源泉徴収額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は、令和8年度分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除(介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除)の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特別対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができず、また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、引き上げられます。
②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であつて、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。

③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなり、法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当により取得したものとみなしてその受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を提出する必要があります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長
直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式会社等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中

小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。
①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定されます。
②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

輸出物品販売場における免税方式の見直し

①輸出物品販売場を営営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を営営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならぬこととされます。
③税関長は、輸出物品販売場を営営する事業者に対し、購入記録情報とともに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般

物品と消耗品の区分が廃止されます。
②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

免税販売手続の見直し

①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を営営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとなります。
②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場の販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなつていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

グローバル・ミニマム課税への対応
軽減課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。
ガソリン税の引下げ
ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは：
TIS 税理士法人
税理士 飯田聡郎
TEL 03-5363-5958
FAX 03-5363-5449
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

マラソンで健康づくり

新宿シティハーフマラソンに協賛

東法連

1月26日、第22回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンが新宿区霞ヶ丘の国立競技場で開催された。大会は吉住健一新宿区長を会長とする新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン実行委員会および公益財団法人東京陸上競技協会が主催。東法連は(公財)全国法人会総連合と(公財)東法連特定退職金共済会と共に大会に協賛し、大会プログラムに広告を掲載することで、法人会のPRを行っている。

当日は晴天の下、ハーフマラソン、10kmマラソンなどに合計約1万4千名が参加した。ハーフマラソンは国立競技場をスタートし、外苑いちよう並木や御苑トンネル、新宿アルタ前、神楽坂などを通る起伏に富んだコース。出場した榎原耕太郎専務理事ならびに事務局職員は全員完走し、日頃の健康づくりの成果を発揮した。



マラソンに参加する榎原専務理事(左から2人目)と事務局職員

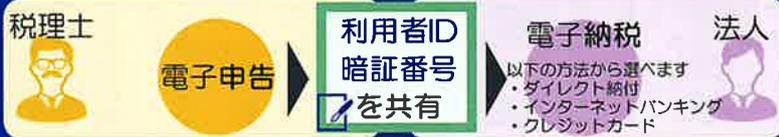


国立競技場でスタートを待つランナーたち

「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士がeLTAXで電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、ダイレクト納付など法人側で簡単に電子納税ができます！

詳しくは、こちら⇒



【お問合せ先】
東京都主税局徴収部徴収指導課
TEL(直通) : 03-5388-2984

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会が会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 イータックス 🔍 検索

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。